平家物語七

伊5
1760
5

京都帝國大學圖書

り 5

平家物語巻第七

大政入道薨去勢自福原上洛事

静憲法印為院宣使被向入道宅事

按察大納言資賢被追流事

大政大臣嫡長惟盛配流事

江左支判皮自宮事

北方弁行隆事

法皇鳥羽殿御幸事

陰陽頭泰親卿事

辻風事

新院厳島御幸并遷御時入道経営事

皇位親王事

源三位入道奏言会文事

頼朝令旨施行文

文覚謀叛露顕事

治承三年十一月十四日太政入道すでに乱れ
ければ[illegible]
くしかるべきにはあらず京中のかたもすこぶる
事ありげなりもさすがに世人
小松殿の御事を欲行ひてとりこめ
ておかりつるよ又いかなる御こころにかあらん也
法皇をもなしたてまつりて流
らるべきにてありしかば世上百人こそ

いらとあきれまして関白殿も聞きう
給さうことやありりん間衰さん御直慶
より御うん魚いあの事入道お國さん入らく
のことはひとよりまて殿方ひろうと色きよ
しまいりうとうまいるあ給いうあ給給とう
見しうんすんとよりた仏はそあに養を庭
行魚りうとりつてのあよえいとるおとう
う勢おりまして伝いうあ給ひうん道八

ひとよりまつりみるあてしそあんされたて
御夜さを神城ぬうう庭御ますかう
しまれき天下せいむ奏とされ家
父とうしいせりあされそいうて
しそあるよあひそのたそのうう給いう
つう事そや天照大神かとう大明神さん
神ようとそうりかしまし十八日入てう
とうんをうくきよりゆえりたかう宣

ゑうけんをすてゝ出家せんとおもひ
入たまふりとおもはせたまふ八郎をも
年てうてい三りのみちをして人をもん
とのうち世間とらつきよせ給ふ
ばくこゝろ色りよつぬくゝ少しも
欲心道ともはくくそこよわれたのこと
思ひめうはくくそ所のよ天下を志しる
まそこそなうゝ殺とに物をてかうゝ所

ていあてあまりこゝ九をうしるより物
ゝんあるこゝハなふゝそ代象をれうこゝん
ひんゝ所いう色うなりなる子細をこゝよ
八おもなりなそこ治世ゝれ三ゝ殺ん
ゝうゝん院をんをゝ為治て六ゝ一日こゝ
ら通ゝをおあゝれゝりられ八中間そ殺ん
大失ゝをゝうゝんを志ゝそりていんん
ゝをゝ出家中入ゝ所迎事をあひゝこれ

あれども凡のこゝろ浅きてまよひて
死まてはなんあるとはれハうたがハしとおもく
なくおハすはよ三てたひ〳〵（のかゝと
りとりて院ちん出ゝとりこまて
形ハ年毎に入たまひてちうもんはあ
めよ命をおしますしてもちゆるおほし
給へ出てられたまはうてを思ひえいなよ
といてハ院ゝ出家ハ人を思ひ事

ゝ無道ハ法師ハ事よりおよ年すゝとれひろう
ひとあるとはれハうたがハしんこを思て
世間をいとゝおもゝ行ゝ思ひれもれも
ちなよりゝ（き三ゝいもおりくゝ家ちん
入ゝ一ハ山ゝりあ出ゝて出れ出ハ法
よ入道いておのゝれ心庵ゝてあれれ
ゝ者よゝゝいんひゝ庵して中門よ
いてあひくひさをあゝてゝれ出ハ入

たゞ肉と君をしみなかつびらとちきり
ゐいふか方海のもしほこといてえんあ公卿
別当かなしみのこゝにあそ次為か萬れらん
めいをそこうるに入たすいかん涙をとゞめて海
うわすれて今よもわすれもしてはむ花当
みよのそむくか法経にあひく年
とハいつもこりとらおかしめされハされぞ
わが見いえうもおかしめしありゝう法御

帝笑てそゝぎすてらせん申ハしけ
れ見うらんかなしきしきによわてうれしく
誰しもこゝろをもいふ死ありてらし八
すみなしをめしみしく後人にうひきた
とひてお為りてをく一人もみすとふ
ともい入たゞいちこ一ならおかしめしあ
てられさうへさ海してもれりをいト申
ほとくれうのくそむかなしきハ子

みそんしよはたこゝにうけ給りて
かつうハ三ぶりとかゝ必とわてうまし
りはもみくせんしゝてとうあ
給ものかつうハ海角ん見ぬ心も
すいうりしへかうあんあいらゝはらん乾
ちはきき君やとゝ乾市仏とわてゝ乾
ハうりしよ入たハて大こをとりを
ふりわてゝそしりたいつゝ海

うゝ乾おろしゝ身をてこ乾
ゝはゝれゝくゝうれハうんしよ入
一ぶりうゝはゝとゝもそあ是ぬのか
うんしれ海大事てうタ出勢い乾
君出れあよゝ乾いすゝたゝ
りの功ぶんをあうゝくゝ乾乾
ぶ乾りてむしゝをりよかゝ庭の大
ゝゝハきてゝ大臣よおゝれてかの

見たあまりに かの墳墓をうらやんでわが
しのびいんぜうをひらかんと爰中
よりはいづこの朕をたんしんと見ての
はるもとすくいの碑文をとりかえ
て坂崩よりてをんなかわりけるを
うらやましくはいまだ鳥羽院御所
しくんじもしまうしたる武ア
てをせいきよしうりしっは布院もと

よりの欲あてきうちん一人うしのひ
しるのそてうのは欲ちくやうされは
幸とちんいんしの御はとなしれき
あうこをさいしゆ中の欲をは時
をもれを鳥羽院の欲わるはいて
はうこはうをうあるくおいたん波をよ
りにもれはうけのさの幸うをて
をへくかんしのしうをしくはは

そのゝちの事をハ代々せん君と御欲わ給
こゝにて作そうしこれハたれわやうりと
たゝしたまりとありしわハ君と給
よの中なりとにも事のよくくしおもれよ
色ハ世の中のせん君にやうこれ流事も
ありける所へせん御柱をも作せハ御欲せん之
一事とも見しと色とひ入道の欲をわされ
ミ偏し百ヶ條とハうとも見るなかちう

をおさめしわたくし我色とひ内裏の志
きによ織あられこゝおさし偏こそともなくら
入道の欲をあらこ然こおさめしめさるゝ人さ梅
しよそのたえいはよによかなえこ給といはよ
めんかたえもうしおの党一流きに入給の
かう俗かねよ偏のむ給よめしいはさう院中
せん御さう一いとう為給ををして事代々てうて
はをうら色いとあて君せん流代々なり

なるよしてしやうしんはつ海つ家まい
うちしいめよわらせやてゝて此をうちて
ちうしやうにわかりし年古今もいはれ
まわりを四せし九年刑部にてはかなくなり
四人の子なりけるとも聖武天皇の御宇
天平の比ほひに奥州より黄金はしめて
たてまつりしかは其けん附法にはしめ給へるん
ゐよ下されて正二位大納言をそ拝大

将を兼られき是すなはち鎌足の
遠つおやそ都督そやうにはわかり
それしられもちゐしやうめてたかりけり
しらかはのゐんにはてゝてんしやう
ちかひしわかりしに三条のまえまんわかりき二
位に中納言兼右衛門督大納言二位中
将兼右大臣にまて入たさいしやうな
りしに保元にて摂政とのへしそく

三位中将のものをあはれとも
入たいらのさだもりのあそ
入道いらるるひきよをとりてとのひとるを
うつなるものの入らるるときいる
ゆうえんや一ぢん人のぢさくありちやう
ぢをいひかけいとひはんさうよなは
まひしをうちられひとくとう
たをぢわるみぢんはゆゑありすいんはいる

きぢをうちひとりの老三次ぢん
しぬぢん人くをうてぬ一ぢをうちうを
きよぢんぢはうれまうれわ
さうてぬ年ぢをやくるわをうら
はきよやうるまうてありいまあり紀
中事うてうてうをひいるわやうる
ものいうて七代まうてうをわりはうら
新免ぢ入道ぢうて七ぢんよりなくよ

めい幾ほくみすす一朝ものもかるは
ふなへきのしれ法師人そなはいんや
ものそんこそそくしくめしはくもんを
かくしあるそ部そる城ーみそくら
ものれ校なれるそくそくそくそくあふお
くそそそそくしん義ものするよのそみて
こと思ーしまて又ものきそものすきわ
らい穂ひるりものれいやくみ法生

をいすと思えいるよ意せんこと
ものくしれれれいくはくみくふは
ものをはくてものみせんなれいいる
ものはんとこのりてしなり
とかくものそくかはくは滅
をみくれはなるかいんをわものも
おくくはもおくてわ繁みる
みれくものうれはをくもくと一

[illegible]
のうへ我が身をきんしゐたる人のあるを
ちられていとたんこうらひしこうをを
ゐうこ仮足少しこうしきあれハその人の
をとゝやこの方のうゑにんあれハさきいま
も外へこめらもんこうりやわんすう
人をこれたんゆよハあんしゐ者をて
小龍たんひ方をあくいこうゑ尾をこむ

ゐ仏をこれをもとゝをかう申こう人よ
く不とうゐていこくさをこられ仏
をゐこうに成くゐたんかをあこうこあ
一こうんこうみゆこさをせますゆ山ゆを
のこと山りゆきこあこ仏たこしこん
ねこいひ仏ろくこと仏ゆよこうて
をこうゑ仏ゆんこうこすをこよりをんこう
こうゐいこあこ成ゆこおりゆりあこを

[illegible]
[illegible]君[illegible]
[illegible]ひとの[illegible]
みと[illegible]
なると小人[illegible]
[illegible]
くれて[illegible]
そうとて[illegible]

[illegible]
あの人[illegible]
いの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いまも法皇ゝ御ん事ゝ
とゝとゝゝん文ゝゝゝゝ
をゝゝ投獄ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝてあるゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

いみゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

治承三年十一月十五日入道てうかをうらみ
たてまつりて一定ときこえしかはさしと
やかて人々おほくなかされけるに関白（松殿 基房）同流れ
させ給ふ中納言中将にておはしましゝも
まして太政大臣もろ長按察使大納言すけ
かた以下かんたちめにて殿上人わくめんのおほくも
て四十二人くわんしよくをとゝめられくを
いよ〳〵かなしみ給ふその中にまつ殿をハ太宰
権帥になしたてまつりしを備
関白殿ハかくなりはてぬる世にハなにかハせんとて
とおほしめしけるにや御出家もありぬへかりけれは
されハよろつのことみな古河といふ所にて太かう
けかんよく人をえらひてすゝしくしなへて海
ひたりけれとも二十九の世中さかりとみえし
めしものいらせもえてうしめしてくりを
あはれしみゆるそおかしけるよのとこゆてくへ

わしこ年経お家せし人々本意なくぞ思
召入ハ我りむ思事のくはしく候はんしる
らすして侍せんの湯道とやおとろへて
おりし御以後参議皇太后宮権大夫右近衛
権中将藤原光能卿大蔵卿にて左京大夫兼伊与守
高階泰経朝臣蔵人右少弁兼中宮権大進
藤原基親朝臣以上三官をやめらる按察使大
納言源資賢卿に中納言中将源通家にて右近衛

権少将兼讃岐守資時朝臣皇太后宮権
少進兼備中守藤原光憲朝臣以上二官をと
やめらる
大臣流さいせんれいハ左大臣蘇我赤兄 右大臣
豊成公 右大臣菅原今北野天神の事也 左大臣高明公 同
大臣伊周公いまにいたるまてその先例はすてに
六人也されとも忠仁公照宣公よりこのかた
摂政関白の流さいせられたる事はこれはしめとそ聞えし

一先日御内々御申しうけ事有り御内蔵
基實公御子二位中將碁通公と申今を
情入殿下忠通事心その時太政入道の御
むすめ聞しめしくらべ給ひ一とせ四大臣岡白
よりなり事なり
さんゆう院の御宇天ろく三年十一月一日
一條摂政伊平公通法師御ゆ十九にて小
そうよう勢を御ひしつかはせられ

無院入道殿大納言大ねうそ世を
ひらき四大臣二位まうて四らんせん
一かう御ゆ勢おひ一御ゆうを府の
人々不日まをおそれきこえる御昇を
しよ是をそれも超をそり那無議なく
二位中將より宰相中大納言を為也
大臣岡白よりなり御つぼねやう見る
らん御道小大臣左大史史執筆宰相

もろかそのみかときこえさせてハなかりし大との
つたへにやしなひもせしよりにおもひたまふ一人
をとこのりおはしき年ころ夜のこゝろ成らす
のいろ文子出させん今んかの浮小児ん下鶴
とりの事におほしとてそおさ御しと覚え
なにはかしく人もこひしに覚えたて御一きう
の事なりされハ覚えなかことのたそらく松
かつきのし此関白になりて勝給ふ宮二位中将殿

中納言になりせ給へきにそあり給はさきん
はく殿たんほうし三位中将なりけるにくそ八さい
になりたまひおはしけるはかりそちゝくく
おりて御人の御なをそ人のしゆなは給はとも心やハ
おほへたゝしは関白殿にてかたちよろしも
ふかくり給はぬ四十になる人まて人しれ事よ
おもふ御しやうなく御おほえおはしまし天
御おもて入道の身になりにけるとそみ

京都按察使大納言さねあつ卿ならびに
ねすけ朝臣ときこの右少将ときさだ朝臣と
三人をハ京中をいとなみ給へ　よりて大納言
さねあつ卿ハ上郷ときいて　特に別宮中奉幸
貞を使して宣下をもて新いけくを宮
ミヤコ
新京とかつへをつくることかの所をも
ひとそおほへ京ハ人間いりてをい
けをハかそろしさのあまりあまをさよのまひ

をすることをめしていろ紙をまゐ小人
ときよをはせて女房侍もおわ紙をふ
ことおひてし三人ハ人ハよれて詩を記
みし神もその東中まんの東中をの
ハきれいて八宮と雲ハ思て通
京都七条朱雀ときあをさてかの大元山
いりをへうをしきひらを京都を
ときる所をいつを或ハ保昌よりもて

たんこゑんなれしおかうゑんは内裏に御賀の
法會ありし小式部内侍母をうらめるかゑん
勅使をひく給ひて御返事に
大江山いくのゝゑん道のとをけれはまたふみもみす天のはしたて
とよみてめいよをえたり當座になかりてたんれ
ゑん盛むら雲といふ題にてはうしやと
らひ給ひたるのちにはゑうそれ世にたなとし
まりしつまひけるもありけむを下文にまかせて

さまひく歌をうらひ行一部に神殿すゑん
つまゑんとうしてありけとかんせさせ給ふ
御こゝろありけりすなはちゑんにても男ゑんけ
よつきちく神女等をかんるいとなさへ御
悦必定なりと色しとゆり我のなほしれく
内侍所ゑん御神楽のためにすけこめし
返されしつまひけるも神かんむあるしすき
ゑしとすれくそれ社ゑんしさそかゑんにて

入らせたまふ夜院参はせ給へまいらせ給へ
ハいかうさとなれ沙さなれと給ふあるよ
ゑれのよあんある夜そら川春よ思ひの
ぬうるうとふ音を聞うるみるなれ
とそゑれのよあるもあそら河のとうひ弱
ひりれハとよえいんありけるとやそて
すけさいかみをハ系ぬいたハ大ぬ神よ
まいをられうぬれハかの尼ふるいるよ

あはとそ沙えうひいかうるるやえい
ぬんとすそ院のきんを着たくしたん
さいしんあておりれハ見ふる事
四ぬあく作あうを勢られ石入道と
よあくまを移りるとや大政大臣をたう
ぬんえ年七月ふ父悪ハ府たんさる
よそ兄弟四人ぬさいを連給ひ中納
言ゆぬとりて沙ふ十九そ同八月よ

ゆるされまひらせうらうれあるに
右大將殿長はとゆるしなかるなり
信範長祥師も西海をまち給すらい前
まくらを結ひ戒大政大臣八九年前
て長久二年六月廿七日終り給ぬる
日十月十三日より本復し給て四箱まい
り給ひうらうれい君をは見まいらせう
んかなはれぬるいろ形なる曲をうたい給ひ

もんしうまひうるん一曲作りやと君も作
れ給ひ新作第四あり給れ大臣殿
悲とうかなをひきはまひりこと思ふと
うなんを貴ぶんをうろうとしかく
なり次よ高人ちやうらうをひきまひる
よ君も信も思のほうしかの節也
かう方秋らうをふんよかりてこ海
ちきうもあるを屋方うと

面うちうちはなん毒をのまうとは
と思ふてよわりたれへ知へうあるこの心
事かなしかりと大信中されは通いきこを
ゝ聞さいと勢てかひ中れはとや
永萬元年八月十七日ゆ三位中納言
新仁卿元年二月六日ゆ中納言を
権大納言ゆうけたまふ大納言あうこと者
通ハかゆの知ゆ見けりまひけは大
納言六人よりはとゆ是より時ゆ
又ゆ中納言ゆうけたまふと侍るの大信
三守公宇治大納言ゆ中ゆ
ゆ言し先達いまされなりと中者は後
結構を長しさいはう人よ見れと
君ゆ仕もをりんしまひしゆ次第
忠業逝ゆこゆ形ゆ大政大信
よわうをうけ面うしまいれるちん世ゆ

御ものく業として文ぶ事よりあるを始
らんとて下毛野の国のうちなんとむしてを南海
ことに出ぬ御ゆ御ゆ東国に
いりたんとて出ぬ御ゆ
なくして配所に出ぬ月をえんとふとて
ゐあぶ人を祈ふとなれば大法あるべて
事ともしぬ行てを十二月十七日あるはき
物ども御ゆ国にいるふうふ御ゆる書の方

入物をとりて五月の元りの
ゆをあひをんを出ぬをとりあてを
元月より祈ぬ年うむこくを国ゐ御ゆ
されくむをみを兄を嵐ををの祈をい
ぬんわを出ぬ祈をうち祈ぬうちて
うを御ゆ御きなふ
天智天皇御宇や御ものゆあすつれを
うりを出ぬ文をを所ようてを祈ひ

業平朝臣の哥詠そしと思ふにも
深くましけれは在原といふ氏を勝さ
めうるしうらわかほとによわか身の
末になりけれはあやしきけふまてよわき
しられてかの海人せし浦路のしほやきし山
ねくものゆくへしらすとはかなき業平朝臣詠
志ちはあしられなりける跡ちしものゝ玄
かへりけるも八つも野辺のなかの霜

日頃よりもてあそひ給ひける海を
なりし志有もとの家の下にあり
勢ハはるかよそ紙さし置ありきてまゐりて
人をみつゝしかみのうちの沈のひろ
てすゝめてむかひいまみきゝよりあへくゆ
あれ十八首ありて浪の文よりうつろひ南
山家を読こゝろとゝなへしかしてなく
やしうりすゝれよりはしくそしかりの

ありてことかなしくしてことかくらぬれどいはゞ
ものおもひ人にはなとしまへきことまれりしか
うちもたのしあはれしてはべらし
見なりよそりはとみるまゝかなしきか
ふり捨て世にありさらぬはなれはの
姫らは涙にむせかきくらすあらしにあはれ
なりかくてみそしもくるも流石悲しは大臣
のふ綾けり

かゝる山ゐこそありてなくゆくへもしらぬ身は
老やしぬるとてもおもひまよひにかゝる山に
事やうらむとしてなりにたまふへきもての
夜ねてまろ手よそよわれあらぬ風
めさしれる名を嵐吹く風のよすかに入
くらまでひさかたにかゝる心地なり枕
まちつらむ月かくるも又すみか
ときつまくかの影あひて哀れには

[illegible]やと思しつゝ稚者を
かゝる賤を迎へ給ふとおぼしめすのゆゑに枕
ゆゑよりこゝかとよりかゝる雷あさ立
神よりとゝひつゝとゝまる歳こゆるさ月の
力をこゝに記し神よりあはせる九夏三伏
此夜を日とゝ毎をこゝろ角ち月
をあつきかん物つよかるゝ名所ゆれハ
[illegible]月よりとゝ

[illegible]ゆゑ神川を池をみ
[illegible]ゝ花して岡山よりをゝ地をゝ
雷をこゝよりをゝむ[illegible]ん松のこ
[illegible]ゝ所西行日新とゝ[illegible]
をゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]
河内にてうつくしき月夜とすきわた
二人ばかりにて所人さんにおもやれて
旅宿とたいしわすれをとはれ尾張
の国野戸田の里にきさらかの庵のたち
のひんをはらしてんえいはつ秋
ころ九月の末ひ月馬はなんをれば
ひさんやう江出ばりはらやうやう

ひむかをゆくに[illegible]
おぼしめしおこれてあるこころにはち
はるはるをえしてつれなく没月をば
みぬ物ゆゑにはよろこぶ物ゆゑひとをば
をえいしなくなりよわう嘗しうまし
なりあれ取あうこく世之恋文わ川
田恋の神へうんあいわとりの本のる
よりうをうの月をうをいへくわをを化

父をとくわをつかまつりて門出をいたし
こゝの舟に風よろこんでこぎはなるゝよりはやく
神をいのりて海をこゆるに八社をはすれば
おもんみこゝをはじめ筑紫にいたるまの所々
はらうあるにつけてやはらぎいのりやまず
ことの業をとゝのへまうそはまうそのの
のち京の都に天皇殿下をはじめまうしたて
れば行つゝ又はしこんさいをとゝのへ

をもつて新神明の御前に奉幣天皇社
宮二所皇子やまとうけのみこと小白馬まうし
をもいたすべきなり西行はみこと八白馬まうし
て出でたうらはひはたるにあらずはまうし
まうしはひはもいまうしてと一条院殿
はたはこれ御前にもまうしかみをもとむく
山殿はたはたんをとゝのへ新たんをな
ほ殿すべきよ西行はこれ又きはまりはた

あるいは御ゆんとまする朝いくとせ見ぬ面
さかりとうしたをわられるお供をして一
やまぶきハおかれ大ぶたの神さま
らくさん多めよりひさしぶりの光をあび
り更衣人しいまするれハ風香炉の中より
御ゆんふるさと句をあらくしゆ泉さん曲のる
よあさ月せいさんさんをまするとふら
ふいをとさせられてひとの三曲をその

行姫大ぶんを嘗くらうしゆ面のと
しゆ小ぶんハせりしくとさて三絃とす
ゆうされハ姫高大しハぶとせんさん三絃
あるうしてぶさんぶりしゆさいんさの面弘
あるありとかいハ面さん三曲をみりかるる
ゆんよ姫神さんをよる幸ぶんし伊勢七
ふれをなる更さりしゆうしゆさん俗
ふさんをあるけ弦とのまれなり色

光村女源人殺婆須頭をうれみをうるう
ちゝんと言ひて勢いちるくとわらひ
ものをうしなひて琴
をうんしつゝ八幡宮ちう遊行寺
を発ちうを通らんとこれをけくと
のゝかを表とし新参せんかをのまを
こゝをもてゆんさ源をうを面そのゝ
嗚くちりくくとして又言くくうたん

小ちんきんちいさん様大ゝ小珠のきよ
くはんよかゝるよあひ水百調さんを
ゝ成仏ゝ東漏法文よ及く
頌以上世俗文字業相言綺張色艶為
富来世く讃仏乗因縁法輪像
少い相調詠を為こ迦をゝ勢うひ為れ
を神祇かん感よるゝ生ゝ敬ちんとう
歩百人為ちけうこらくきぬの思ひを

あ沢大臣ハ平家ものかたりの
ますをいまこのものいきをとゝ勝ちや
とかゝりハかんしかつハよろひ給ひ
十二三ゝるものかんなぎ所ものあえ
池ものゝ三尺ゝるよりくゝ毎月
せをゝりいゝを見者ゝい有へをのしき作
ますを城いまいくゝ山ひきゝをゝ事（き
ゝるゝを池家れゝるゝゝいの者ゝ

者してゝん信よ渡しゝ毎ゝ毎北事
ゝしいまあをゝゝ事くゝあゝゝ世給ひ者
京人ゝ者ハ者よりゝゝゝかんゝ毎いをゝ
家ゝ作このひきゝくゝゝを仁四天皇ゝ
四字年和二年よかゝんの頭定敏勅宣を
ゝ者ゝ海ゝて遣京使ゝて雅松ゝて観
察府をゝゝよゝゝん逆ゝてひゝのゝ世
をれをゝゝ中ゝ海信二年ゝ秋ゝゝゝ

まん丸なる物をくられて後ろくをさ
つ者ゝ様くの上ら我胡ゝ様ゝ下ハ御影
塚本陽真様八三曲なりあるとゝ此大ゝ
ゝ山ゝまんまゝあまりまゝ文化山ゝ入をゝ
ゝ此ゝ神ゝ月九日あまりハ事なれハ本
ゝ来ゝゝゝすゝて藤紫みらをゝ白
霧山を色ゝてゝ高ゝ一ゝゝゝゝゝり山
又山をかゝ思れハ里ゝ我ゝ一ゝ居ゝ不ゝ

祝色ゝゝり思れ松山ゝゝゝて白石ゝ記
ゝ水みゝきゝり不ゝゝゝ見ゝ
石上御影ゝゝゝゝゝゝ勝地ゝり
ゝ石面ゝ生て上雲ゝ曲ゝ関ゝ
ゝものゝ事ゝ迄ゝゝゝゝゝ
ゝ一ゝん山ゝゝゝゝ石ハゝゝ
皮ゝゝゝ水ゝゝゝゝゝゝ
れひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ちらすし世絵浮世ゆハきゝ
浮をしねうゝ絵浮の中ゆゑ
をゝ紅ゝり風香烟れゆ花ゆゑ
れきゝゆゑみ流泉の曲ゆゑ月
せいゑいの光をゝゆかるをゝゆゑし
捨て捨てゝ又捨ゝ捨ゝ磬琴
をゝ捨ねゆはゝ琴ゝすゝ音ゝ嘈
嘈ゝてゝ山ゝ白のゝ小音ゝゝ

ゝりゝてゝうめゝゝゆゝ一ゆゝ
の音ゝゝ山ゝゝゝゝ去の雪ゝゝ
ゝて花のゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
乃音ゝ風ゝゝゝ音泉幽咽ゝゝ
下ゝゝ海ゝ大ゝ白小沖のゝ鐘ゝ
沙夢金砂の操風鳳琴れ和鳴
をゝゝすゝゝゝゝ事のゝゝ山ゝ
をゝ通ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゆをぬかれと云て死骸ゆを元よ
迄ぬるくなるひきをおくれきるおりは
ち紙おさえるよ水ゆをこしらえ
黒炭ゆを晒粉ゆ綿してひさ拍子をちら
ゆをひしるみつぬくいれるけるゆよ
て元をうちゆをりの元わさゆをん
ゆ用めるおりまする晒粉
ゆ紙を元ゆをるこまいてゆく

のゆ月をゆるとゆ元ゆをかゆ元
てゆ紙れ事をゆ為ゆ元ゆ悦ゆ
いま七日のゆ内ゆ元ゆ為ゆ
作ゆ事をゆ元ゆ為ゆ元ゆ為ゆ
みゆ晒粉の取ゆ元ゆ為ゆ元ゆ
の事をゆ用めゆ元ゆ為ゆ元ゆ
すれゆ元ゆ為ゆ元ゆ為ゆ元ゆ
ゆ元ゆ為ゆ元ゆ為ゆ元ゆ

清涼殿あるべきようの事書たてられて世
のうちとりあつめたる人ども書
とき光孝迄代々あり書院の大政大
臣とて人の政事をつかさどりたる
事なり西園寺殿とて藤原氏の
天子やがて出家し給ひ神武天皇の
皇子孫の内の者三人ばかり東宮人
ばかりにて清涼殿あるべきにて水はけの

悪きにあらずして高くうらはれたる所
なれば清涼殿を北に西に向ひたる
てんすひ東あがりぬて新のごとくして紙
ひきてひとつのるやとむ門をを
清涼殿しく雑人をば入れ西をを
我ハ入れ大庭のひとれたる所
とりもの也天人のくるとて
を花ひ出家なれば西を高り

出されし御ひとのうらみをうけ給ふ所によ
つきくはりたまはりけれは左衛門の
しろ貞敏によう大夫になりひきまうし第一のたり
君去上蔵深しくおほしめてへ大夫あれは御はら
それたる君によう大夫なりと申せし中に雲
させ給ひかんし給ひて御ひかえをうしなひ
うかへくもんせう大納言を給て妙なるを
ひきつくとそれ候し宰相上雲右上是なり

帝是従行人を論ひしゝかは給ふ
然門雲ゐらるる上には恐いらんわりてかん
為いを奉る将まつひかりともの妙をあ
たしむる太せんのかんなりよ御出にたる
是なりされは山科も新勅にすひかは
まよれる高橋とも人ま母なりけやまる
にあるよりてそれめいふ定なりしかは
いかりの色しるよ七ヶ日さんろうして

はて病をいのることよ夜ごん文を
よひてけきのくをうんきは侍あれと
石ぶ大れきしむとしけるをほてんう
こうし一人わ現しては蜻をもかあ
ひりぶ神ぷよれ侍あ者たのうしく
わかりてもかくぶ大病ことう
よ色いゆとうれめてうれひきうれ神
いぶめくみとこうあ公大侍を平家を

ぶみけくみトうれ者れこと尾大夜ごうん
家侍けりて公家くおうりうあを
よ尾人ぶうれけ敬よまれうけ者
こうれ尾平家ぶんあよわうけるなり
文字ニつあれ一よ尾国ぶけ侍を
ぶけれよとよまれうれ一よ八国の侍り
ぶ中よ命とうあ家ニうれうあ尾国
みうれてかうひすとよまれうれ一ぶ尾

明神の男文字を二のくてをうゑれ
とハこゝてゆよ御りんすとまれうゆ有
吾南殿ゑ文を氏殿へ人てまひくゝ白ひ殿
をあ者てわひくゝみるまれうゆ乃れ
とゑうゆ行ゆ人くハこまるおゆしを
ゑハ平家ゑあ見ゆれいゝくまを雪元
て法且城ゑ白見有ゆ文なゑ一とを
のちよを人ゆ行ゆ御ゆ御ゆ物さを

いゆゑくゑうゆ御ゆ白元憲ゑて
ゆりきりてん行見ゆ沈ゆ文判殺ゆ御
ゆさいゑゆへきゆは十二人ゑゆ人ゆと
雪くいまを白ゆ見ゆくうすとお
ゑひくゆゑやゆ人前ゑ傳ゆ新朝元
平ゆゑゆ行ゆん父ゑり月ゆのゑ詳ゆ
られてのちきりのこれていゆ乃ゑ
ひるゑ鴻よゆうれておすれかの

人をたのもしく思ひてあるに
つゝしみのもしやうんやのもの事のやと
てかゝる坂を家にも父子二人いれ
つゝしみよこゝろをつくしておのへた
ゝ情深くしかも世よわ所人をもてもし分
しかゝるとき又あるべきの関もしらん事もおと
しかゝるとき思ひとそのうへ手

家を家人をよこまんをとりろこ
ゝ引てをいひひうかゝれくせ
ゝうはゝ城をはんとゝかゝ所
ゝて思ひ思ひてかゝる坂へ着へゝ
思て家をよ火をして父子もをと
ゝむしてのあを中へゝて入へく焼を
ゝ着りはよこゝを物しかりける
事ゝもを此人をを迎まへあ

八てうはきあるかりあさはかなるいのち
うしたく年七月さいあきの院は迎号な
ほ於府贈及れうあるとき死亡
とあれこのかりあるはやん公世のわ
ものこはひとよ天ようん取りとそうて
しおうそこれまくもかるまし入た
うう成ようよりはうのうりうん人なら
おのれりうは法はようそのはなあ弁法ゆう

とそれたうしうそ成人をあ中山中仙をわ
成は法長男ようくお弟ようこ條院は
代あらくはうれて弁ようり給
ゆうりうはんうん時と右ゆ弁長方をて
ようしてはよりうとはゆうり西大位
上しはゆうは法と顕安の人八人をうしゆ
ゆしかりしうこ條院ゆをくれまいう
ゆくは法をうしうん人ようはは仁安元年

四月六日ごろ、やめられくるし長し。
ひとまくせんと、紙書くに十四、五
丈秋をおくりけり。夏後、文夜、
おなじく胡麻食事、とんみなる牛
てかの、みくわ、高さ、ひ、ほ
ゝよ十六日のさ夜ふるほゝよ夏金道
敷よりて使ふ来りて立ち寄へ
紀ゆわ子、き事ありとへ見ふ

やんとて紀ゆ子行一人く
おほくゝよわほるゆ見紀ゆいゆ子き
ゆ子ゝ八十四年のゆ子ゝとわひ
ゝ称ゝとハわほゝゆ子ゝゆ子ゝ
ゝゝ心ほんゝよゝきするゆ人ゝん
ゆ母ゝ紀ゆ子心ゝ称ゝゝ人思ゝ
ゝゝ明ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
いゝ紀ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ牛

車のもの製来のもの、おりひわらつねと
貴の前にはいつ仕はせ時みたとを重ね人に
りいたをもの歌をまうしわれをいひおを
らをまうまれハ年車をつし紀を製来
をいとを紀を行色をまれハおりいを
ハとをもとをハいりを形ハとをやとを
きをハをはをりを行色をを八縁をを
をくおりまうれを入遊を系を行ひく

のくまひまれを仕中御を敬をを仕
ましくしまうをのををを大中を
中ハとを形義をの中を仕ましく仕
まを形ハおろうを思をを能を中ろう
ハをうを人をりをを紀をのをを形思を
をを仕皇れ仕ををいをれらをおを
ハをりをるをいまをれ仕ハをを人をを
ハ仕りをれハ仕ハをを仕日を

に入中屋しとあり為れハ行隆はさまひ
為ハ為ハ以十に為ハ速有まりうあ
してあ仕ハあるとうあ面ん今けはえん
ハれも少ハとかうあ意いうくう作とハうむ
きゆ屋ハ以いの為ハ為ひとくまを奥
ハ神為ハれうらひとあ或為とれ明ん
ハ為ハしくあ礼ハ為ハのとも
別の事なしとおりひていうハ面おし

為ハれ情ハ仕為りとく人を作りハとて
いよ面ハくとつ為ハ礼ハ為れハやてた
りうを行隆入ハのはまひ作るをを
うれ為れハ小をうはハ礼てみか
作ハうあして悦ありのハを明ハ作た
文別度ハ忘をうう小ハ為を車ハ入ハれ
ハしうあて牛ハい袋為あひをして百
足百為百為百石ハをおうれハう為ハよ

[illegible]
[illegible]
[illegible]十七日[illegible]
[illegible]
[illegible]十八日[illegible]
[illegible]十一[illegible]
[illegible]
[illegible]日院[illegible]七條殿[illegible]

[illegible]二三[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

加賀ノ国ニ成ハ是ニ成ル迄ニ成ル
大切ナ事ハ成ル事ハ
ウ成ル成ル世ニ成ル
鳥羽殿ヘ行ル
ナ成ル成ル世ハ世ニ
ハ清盛ニ成ル大切ニ成ル
右清ノ成ル女房
ニ成ル成ル女房
一人ニ成ル事ニ成ル

ましり清盛ノ成ル成ル
会ニ成ル成ル成ル
ハ成ル成ル成ル
ハ成ル成ル成ル
ニ成ル成ル成ル
ウ成ル成ル成ル
ハ成ル成ル成ル
ハ成ル成ル成ル
ハ成ル成ル成ル
ハ成ル成ル成ル
ハ成ル成ル成ル

いひそをくりしはてそをはてしてわん
をんなり侍はは四方をうせ給ひしを今ハ
いとしなき人なりそうたをとゝ侍えて
侍るとゝをうをゝ形くをゝをは世なきをそ
行末をそ変ゝ為ゝ為ゝ為ゝこゝそ
おもひあれはなをいて敵上人を一人も
侍をとゝるなりしはゆくわん下鶴二三人
をゝ力共金行侍師いりを君をいつく

へをとゝ為ゝ為ゝ為

まくと流れ出るなり
さて又年人と成て婚
姻をなすに成りて多羽出小数
へ入れまし胞おなる屋とかなる
平家出る伝者こしなる法皇のれと
まねをしハうり海いしをしきこ
とすかを右衛門佐と申女ハうり
そゆるされまし後のちん

地して長日の法師毎日出れ法と
ハ四つまさいてんをなおいます仏法
まいりうれとも法ん金光之の
八法師ハうなり門の内ハ婚ちゆん
しうりをくさまりかりとれうえ法
ゆれハ見ゆれるよりけりをいけ
けなるかハ者ハ法とハけるとを
大脳を失なりて千六年のち云度物と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

より五七日の大地震かゝる事なし
ゆゑあるべしとて長月十六日の
のうこまでもこゝにて夢うつゝ地神も
とゝろきさはぎ雷ひかりをかぎり陽
頭春親朝臣ゆゑ勅命ありてなく〳〵参内し
けるもことわりなり世ゆゑ
めい文代の政をうばひて天文の乱れを
きゝ給ふ上代もしかるべき高世も

あるひは一すゝ家をこゝろとすることく
一事もこゝろのゆゑとゝはけるゆゑ
元亨夏のころやゝ院政ゆゑ行幸殿
まうりのぼる七条河原より夕立して雷
おろく雨ふりのぼる柳原のうら坂の辺
ハゝものゝ多ゆゑ
まれくして春親の車あらはれ
出へりのれハ車をゆりとゝめて

はうしをはらひあけさせて入て見るに
とくしたる人氣配を聞付て出て見る
さはるを雷とよくうかがひてわやまを
車出たる一丈ばかりはなれてあらはれける
人通はなるべきとかやさくめもわさ
屋敷也雷はわれ雷はあらぬ
志あるうんあるものを思ていろき車
ばかりとひかりて筋をさはれこれは

つゞけてそのうち雷大よと出
夜出神ばかりはやはりもその身法
もあり門院仕てまいりて言
養しられは法皇少あて春親公
ものあるとて佛れ給ふ
ばうしんをうんとはつゝぬ法のよう
て思ひ新宮にて大政入出
よ沙汰をひてしれ法皇多羽

敬よりうせおりまして、ひとり人一人を
はなれまいをうらみ、ようあるようあるよ
かれ、はなれ、ちりぢりくに、ちりぢりに一
人ゆるされをかうゆりくるいやるる
見くやう道、れは入ほうん、をほ
き人、心ぢうれよとあやうきを
ておりれはゆるうほうほうん我
あ場て悦くいうきを敬へまいれう

見道は皇はうあるくほうあ
あそうすれ移ひそうすくすえうせおり
まうほうおよは一人ひいうりはれ
ゆいまうりをほうんそうれは
おほうりてあまはいまほうまうをは
れはよはほうまうくあうせおり
まをきくさいまはれをはかはよう
あてわうとゆまうほうんまくう

てあまりのうれしさに
ぜんこうてはかの
おりまとのぶんまつ
て姉ぎみのうつ
うりけるをんてあ
ハ那りのあまと七条殿
しかハ夜ぶしけ
しへられあ記後
歌ばかりあるよわ
らんうたのうんと
ものれたてう
法師成ぎをひくやれるハいな
法ハいまいしをけるよ歌あ
ぎんうら当家世成ぎまして
金子のたりしをあ
ぎハえいをあ

てあまりのうれしさに
ぜんこうてはかの
おりまとのぶんまつ
て姉ぎみのうつ
うりけるをんてあ
ハ那りのあまと七条殿
しかハ夜ぶしけ
しへられあ記後
歌ばかりあるよわ
らんうたのうんと
ものれたてう
法師成ぎをひくやれるハいな
法ハいまいしをけるよ歌あ
ぎんうら当家世成ぎまして
金子のたりしをあ
ぎハえいをあ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

なくさえ百いをられるに侍りける
女房をわりなくなげき侍りけ
つ院のれいけいの上あつ院のれいけいの侍
きりやいみしく人々そへ侍りけれと
さらくしよう〳〵ほうの物をんれ
女房なくおりしれハきさきのみそ
はなをはらはせ侍りけるつ侍
ましりけるも哀れはなをなりてあ

まはかりはよてしうれりはなをはなを
はるこそあるなりはりけるや
をとこなりけれ院をこのおくひ
う世間白敷こそあるせこそあれ
なるはなをあるれてはハ形よ
こそかしかへはなをはるをこてお
はるこをてはるをくしはまはは
はんもらるをはハはて

此のやまとなる夜ものおとしまのそう入せ侍
一ものゝハ仏文をしゝ給まいらせてらく
ゆうとゝうるふ女房うつ色いろ形ゝきれと
そやとゝ仏ゝをしくしそ丸まいらせそうしる
廿日法皇高野殿
一日より四宴ゝは内ゝうゝん色神示
法ゝゝゝく毎日せい法殿ゝ石庚の
檀の上ゝゝ大神文をそゝいゝ内ゝ物ゝ

しくゝ法皇ゝ法いゝゝゝゝ物
ゝゝけゝゝゝ物ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
さゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
百ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

かゝて帝位をつぐまひくのち父大臣
うやまひまひしかハ天よ二ゝ月の地よ
二ゝ月なりといわゝねうれまひしよ
大上天皇ゝ位を父よりゆづりきう
のゝん皇ゝ位のゝんきゝおゝ給きゝゝ
天子ゝれまりゝ月ゝ日ゝ二條院も
崩ゝしてゝ位をゝまひてゝ天子なりとゝね

よハ位をゝれゝく位皇ゝ位いさゝ
ねまゝゝゝ給ゝ位ハゝうゝゝほゝなゝ位ハゝ
よおほゝめゝうゝなゝゝ世をゝうゝ
事をゝるゝうゝゝれハゝ事いゝゝ君ゝ
わゝをゝ位ゝ位ゝ位ゝれゝ位ゝつゝけ
さゝおゝまゝうゝ皇位ゝ六条院も
位位ゝうゝまゝよゝ二十年崩御ゝさい
ゝゝ位ゝうゝねゝうゝをゝまひく大上天皇

[illegible]
[illegible]
廿七日[illegible]
[illegible]事七月廿
[illegible]
[illegible]
[illegible]

へうらう申事ゝいうてゝ[illegible]きんとなや
ま行ん事迄て仏[illegible]かゝ[illegible]
[illegible]れわ[illegible]めうれゆゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]おハ[illegible]
迄事を[illegible]ん[illegible]あて[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ

要の文ようにハうりなるよりや
廿六日の雲大僧正天台座主ゟ選補し
ゝまふ七文字ゝ
かゝりすゝちゝて中文四裏まわゝを
たまふ関白殿我ゝ
なゝしとやおゝ
ちゝ四裏ゝ法ゝ
ゝく下ゝ四下られ
ゝそひすゝを奏ゝ
ゝ法ゝ行ゝ
ゝ法ゝ
て多羽数ゝ
さゝゝゝ世
ゝく執柄
ゝゝ
ゝ入ゝ

[illegible]
[illegible]れ給ふ法皇八せいのん寺にまうで
してこゝにしばしとゞまれよりの月数
よ八月日ばかりにもれ給ふつるてもれ給ふ
おこゝろ安わりくにまかりて侍ふ頃春
めてこゝにまうゐ会ん事あるしるもお
ぼしめしよれしをとゆるまいらせ
給法皇もおぼしめしたる人

[illegible]
[illegible]の月ばかりのこゝろやりきこゆ
いさすらねばかりの八月日ばかりを
[illegible]ん[illegible]つらのをゝ行給ひ車
馬八侍みなとゝくよ[illegible]
[illegible]ばかりを[illegible]
[illegible]れも[illegible]ふ[illegible]人も
なし池よりをゝ水のゝ[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]八井[illegible]

音羽山とおもふ所すぐれたる山の姿
かゝる峯もれそめてみるほどあつまれる
水をきしにはなれたるやうにはるゝ門おも
ゝさらに夜の霧よりもむしろくきあるこゝ
ちかするよりはたゞ花よりかすみ濃田城
をはかる人なきのいとうらやましけれども
宮城野にはあらねどおのれもおのれ
てわられなり文門をまもるこゝろの要
ゆけいこをはるゝ山をはるゝと前世よりの形ゐ矣よ
ていまゝ孫をしんとおもひはかりけ今
もあらんやうにおもふ所きみは成を
さえてとしもをのれ作形は年月も
なり思えこまあるこゝろの事を
用意へを事といまし人とはかりこと
を通行ひりかの戦中酒を
ありけりて京大阪のこと先年二人の

相伝されて面いとれりとうく拙者
仰あり給ふ大文大おほ三條門大臣
をむろ中山中納言をかし
人々意宇也られきはは物語人々
あそ宰相なりよる武ていちりおり大弁
宰相ゆうに称八りてをかしと民世
なりゆえありて海をるまれもかても
ありあを胡てはは人てをそ出を三

公九卿あれりてもあれりハをを海
くとわるとのられるひ人意言相を
雲あまりりり大原を別而ま長を見
あるしをを面いこを裏よりられに和を
冨居よりりこりて一かり海を出い
のいをみりあ二仏ないをこあ出り
てをかりり海前高山を脇行林七関
をみるはくん出ていりて世をのれ

[illegible]
事とも成侍へ学てあるれ仏とも世を
のゝ道あり法とのゝ[illegible]
事なり礼と芸世よ[illegible]
まゝ八いろゝ仏うゝ[illegible]保元平治
礼とゝあさまし[illegible]世ゝまゝ
道八いやまゝ[illegible]
又いるゝ事あ[illegible]

[illegible]
ゆ道とゝのゝまひるる世ゝ[illegible]
ゆゝうゝ[illegible]人くゝ
廿日八ゝゝ文ゝ[illegible]奥味ゝ
めゝ人まゝ[illegible]世間よ八
ゝゝゝ礼ゝ法貴八法ゝのゝ[illegible]
ゝ発ゝ衰ゝ新
二月十九日 [illegible]

ひて世即位ありしを天皇と
今年三さいとなり給おりせい所
うせりと人おりて先帝と申ぬ
ぬるとおりまたおよそ
を大政入道忠盛方支おりふ
すとうやある人あれいけ形ち
位れ二年三さいまた
なきものを光子親風を
へを霊人雨八月を
八疫風や霊人
ひを疫まるものハ
あを所若ハひ
位ろをまひて
ん年とさ
ちく人の又
おまねるく

親風と
ある記事
物
君と
位を
治
大納言
京
記にのせ位を

らやしと誠やかに云ふれハ時忠ハ
ふれなハ今度讓位なりしハい沸
ひなりと人〻ハ物ゝ〻異國まで
周成王三業晋穆帝二歳表明ハを
衛院三歳六條院二業そのゝまゝ
うの中よりつまれて衣帯をもしめ
をうしもあるひハ攝政おいて位ハ
ゝあるひハ母伝いうさ知て明ハのそもも

いうりはかんのかうやう貴帝をむまれ
て百余日の中ハせんそあり知わん
かたのうちゝ人須ゝ〻なやうなる
ゝとていうゝ礼ゝもしたゝの時有職の人〻
あれおうろしのいうれられ紀
ゝ也かゝ作物やさける春宮殿ゝ
とうけうゝかりしてのち祖父和
祖母ゝて入道物さいゝ准三位の年

をかりて手宿手爵を物て上日
のものの成めり作り行れ者れ忘れ記花つま
うち待おかへしてひとへに院文のうち
まれあり意ふおかの家へ道ぶ者ちとえ
ハ作きをうりうりうりてみしるかの家代人
の准三位のぶんをかうるうち注奥
院大入道殿ぶ作ぶやうれと一の人の
作ぶ准しうちうりやうて人ぶうかやう

よ花やうよめくくうれ事ハあり作れも
世ぶハおたりうちます
廿九日うるれ時ハうりよ京中よりおき
ぶ作風物ぶて大文一際よりうち
めて東へ十二町とみ者ぶ小路よりハ
ぶてみるへ六町中御門東へ一町京こ
く成うりよ十二町四条をあへ八町あ
ぶこういんうりそとまり始又その

あひさだめ門こ家こたいけてゐるとゐき
ゐきゐゐゐゐきゐすゐりこゐゐ平ゐと
ゐんこゐ馬人牛車ゐこ乗次ゐゐゐゐお
ちけくゐゐゐゐゐゐゐんゐゐゐゐゐゐゐの
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐの
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
三月十七日新院ゐゐきの一文い清ゐゐゐ
ゐゐ社へ出幸ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ大

寺真福寺園城寺ゐゐ大衆等京ゐゐゐ
八色ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
出幸ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐ帝貴ゐ法皇ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
社ゐゐ出幸ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
去日平ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐ屋ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

人あやしゝ人の礼ハ白河院法皇さうせ法ハ
てのゝ人まゝ人ハ僧正ハ日吉座
ハ幸ありし比先達ゐかゝ人ハ
えいさんよりとゝ紙そのうへハ仏体
よ物うゝ御ゝんあり又爰想ゝ法者ゐ
ゝ御ゝうゝ作ゝ者ゝ僧ゝ法ハ
社ゝ入ゝ法ゝ者ゝ法ゝ
ゝ御ゝ待ゝ者ゝ

ゐ御ゝ礼ゝ人ゝ礼ハ法ゝ
ハ同ゝんゝ者ゝ神ゝ
ゝいゝ入道のむゝんのゝやゝ
ゝれゝ御ゝれゝのゝゐゝ
ゝかゝ御ゝりゝ者ゝ
ゝせゝゝゝ法ゝのゝ法ゝ
ゝこゝゝれゝ者ゝ法ゝ
ゝゝを欲ゝ御ゝ

ほとゝぎす南部三井寺の大衆も同じ心に
ハいたくしほくれ章とけうゐ多ハ
ゆゝしう
十八日かのてゐほめまうけられと
なれとも御こゝろ安さを行ハうゐの
よゐなりて前右大将むねより
四日ひんきとてあり高野殿（まいて
たいめんやとゐほめ給ふる相國

よ志ゝ世ゝ給ていあり給ふんやと仰られ
あへを此後ゝ仰られ大将もわられ
よゐおもへてゐめハ心ゝ（きとゝ道
乃れハようれ給ふ御ゆゝ給ふ
ハ高野殿よその氣分をとゝ給ふ
ハたゐいうきやゝうれうり法皇ゐれめ
よ悦おほりてあまりゐほめをと
なれを爰ゐけゆゐんとゝて御ゆゝ

[illegible]十九日大政入道の
西八條殿高くて[illegible]暁おこせて
まゐり給ふ二月十日あまりのころほひ
[illegible]月の光もおぼろにて
雲海をそこなひて[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

上人は右中將たかもり卿
文内少輔しねより[illegible]
てよりの礼[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

とみる後ゝ行り諸僧陣をしき法華経
よまるかやう礼奉供養院内をゝ
えんかうして惜門をひらき礼拝於奉慈
をしさをしかりしまゝ礼一事もけ
なりけり中納言まいりて宣文中礼を
ハ法皇ハ又ゝ敷ゝ路隠ゝるまゝ仏事
あてゝ仏のゝ形ゝまゝ面いとせおりまゝる
まはらんかをハ上皇い御の入をまひな

り法皇も上皇もれ同ゝ所ゝ仏事あて
相をハ御をゝ形ゝて命御後まゝ心
勤ゝ勤ゝ法ゝ華ゝ経ゝ三ゝ昼ゝ夜ゝ内ゝ女房一
人ゝ宮ゝ内ゝ面ゝ面ゝ所ゝ見ゝ参ゝ礼
つ相て後をゝ生ゝ涯ゝすゝや久ゝ敷ゝあて法ゝ皇ゝれ
後をゝ生ゝ涯ゝ勤ゝ行て生ゝ涯ゝ之ゝ後ゝ
いかゝ御ゝ心ゝ中ゝ敷ゝあてゝはゝるゝゝ事ゝ
ゝ申ゝ入ゝ中ゝ納ゝ言ゝ人ゝ上ゝ皇ゝ御ゝく

思ひやるに称ぜんかりやうなるおんはかりを又
はせのごとく法滅のそうにあるべきに
それはこれ我身をたいせいとなしいかりやうなる
行人をもてまうけうえあるおんはかり
よいなかるべきおほせをこうむりて法華堂
をも又はせまいらせおんはかりまことに出家
神をしるかりまをえてなるおんはかり
なほしたいまいらせいかよ

八幡おんはかりにあるべきよりをうけたまはり
かうはとも法華堂をつくりまゐらせんれんぜ
ばおほせをこうむりてもつてをこなひ
法華八今月をはれぬ悦やうなるおんはかり
まゐ上皇八とりはかりてこそあるべ
りはかりはれ相はよ月日をうけてをこな
おりやそくわうなるよつ月をもはか
ばこそうけはせをこうむりて法華堂

仏菩薩人々も見給へ行給ひしに
御ひんがしきほうろうより
あさ霧よりあなたよりいとかな
女院よりにまいりたまひしに
歌おほせかけ
それ仏いま一度見まいらせすてゝ
とのやとゝかゝるゆゑ上皇うち
行給ひ法皇御名残つきせぬおぼしめし
とも日数をへぬれ
なごりおしきやうにおぼしめ
御名残も御涙
神ゝ
ひ仏人々
上皇八法皇
なく御涙
とおぼしめす

[illegible]船中浪[illegible]うへ[illegible]れはあり[illegible]
[illegible]おりは[illegible]りまいりをかいまいるひ
[illegible]ものくわれわれ[illegible]
[illegible]宗廟八幡[illegible]
て[illegible]れ八[illegible]
[illegible]とあれの[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]納[illegible]

[illegible]れ[illegible]
[illegible]ものしるし[illegible]
[illegible]のうれ[illegible]
世[illegible]成範[illegible]範二人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

そもそもより南門より出家をもとめ給
うりの礼はほとんどなくうけたまわり
侍るを上達部大横八松浦より御道
思召されなまそまいりて礼仕人をを
のく三寄り参りそまいりまゐれり
前右大将殿すいひやうたんしやうあ
三千枚百端よりおよりきこしめし
みしまゐる

十七日出仕きりは願書を神殿まこめ
さ勢おはしまし七日出仕はんとわりく
澄憲僧都をめしこもりれ八出
第門をんを日一度はまいりあり
のち神を仏仏家弘度高仁法門を
絶蒙勅賞出悦の対かうてをんを
あるべきよし仰下さる出子十人を
されてあくるあつる男加をを

かりて還幸ありし
をもつて大政入道もまいらせ
給ふ儀式一切大元い今ハ
ハてうり平家一門公卿上人
つき給人侍ハ流罪ハ
院ハ入道殿ハ
給ハ入道殿ハ
給ハ時忠ハ
新枝ハ

殿ハ入道殿ハ
神祇官ハ
かさをかて敷
殿ハ
をうて新
家ハ侍
あり貴殿
殿ハ丹波
殿ハ

よって三百文有賞あつかり仕上
下すべくとのことなる結構なる思召いと
もさうしてきたいたん見物仕まつりて
うちんで三つ迄ハ祝ひもいたしまつる
能神も仕候ようとの事なるかほえ
うりあるれハ九日ハうちとゝきりよ
おゝとゝ先ゝうれしなるもしも
うりなるやうんうして 遷幸 かりなる事家

一門西文ゝ わきまつりまつりをうりまつり給ふ
おゝとゝ福原へ御ゝまつり上皇ハ京へ入給
おりまつりまつりの人ハ白羽ゝ矢ゝ
へまつりまつり右筆相中ゝ称りて一人ゝ
それ外雲客四人ゝまつりまつり礼ゝ仕今日
彩色ゝまつりて内裏へ遷幸ゝ礼ゝ仕八人ゝ
大臣ゝ礼ゝ仕まつりまつり礼ゝ仕ゝ
まつりまつりまつりま

りて京へ入られ
九二日新帝即位あり御即位は大こ
く殿にてなこの事なれもなこ
儀ありしは三條院也御即位は暦に
御ものいみ御なれて左政官廳にてこ
はりあるべきにあらずありなを官廳におこな
人よりは公文取ていのこころありなこ
く殿にてしんよは策こん殿にてこ

の事也なれとは大位中ゝ動ゝまひり
その故ありとて策殿にて即位あり
りは康保四年十一月一日冷泉院の位即
位策殿にて御新嘗祭
大極殿へ御幸なりしなこの後に
あるへしんしてもちろくは三條院の御
ねまをけくらんも殿にてあるへりなは
ものなこ人こゝろ動おかしきなれも

たたられはてはつひはよりてさうあきこ
とのりられハ子細はおよそ中文紅激殿
よりに寄殿へうつれおりしゆゑ三郎
金へまいる弱弦ひはなれあり海いん
ちうくめてさうりうされも四こと
うあくまさうしもあり寄とや正殿
悪人くよ山称とりて弱幸悪佐寄ち
為又小松大臣悪公遊と志けとりう銘

さまひてしハこれとりたりの星
をもみをいろまて銘居しさまをほい
をりし事なりあ長情者ともとり
義人頭志けひ胡臣おとれとる
佐胡よ義人抜第ち橋依宮長郎日ん
依郎臣事よ抜遊をめて面かりしう
こまくとはまいよう弱者こ二位殿
まいりもるおを二位殿忍みをうみく

悦あるべしとぞ
一院中宮二条院ひとの御ときは御母方
の大納言殿なくなりぬ
三條殿の御所
なくなりぬ
月十六日ぞうせ給ふ大皇大
后宮殿御所
ありしかど三十ばかりにぞ
なりぬ

もいまだ親王宣旨をうけ給はり
給はりたまへしかばわたくしの
御所なりしかど
長月
給はりしかど
一年人々中宮
若いるまでうせ給ひぬ
のあるひは
ものをおもひて

製ゝ記月は前ゝ秋の月よハ玉篇ゝ
ゝゝゝ雅言集ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
見ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
天照大神四十九世ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

すくきそうくおほせられ　さて源氏
よりおほせをくだされ　平家をうたんとて
はるばるみちこそ　はるばるまつらをはあん
とんそうくさぶらひ　おのおのはんとうあり
さて　元さぶらひ　おのおのはんとうあり
も七十よあり　さても　一ぬ人と
ハ　みなもの　はるばるいくさ　世せんあり　海
をうたんとて　さていくさ　やうなり　も

ぬくハ　平家　そねまむものや　ハは　就中
ほうぐんあ　ほうひをうとて
中　もそれ　源氏　もそれ　ぬくくて　京都よハ
おほ羽判官光信　伊賀守光基　おほ羽兄人光重
源判官光長　おほ羽冠者光義　くまもよハなの
ようの子十郎　ようとて　平家の　ぬくり
くまもの　新文　ようくれて　はの　ぬの　ぬは

毋田義人行經　毋田次郎知實　同三郎三右賴
大和國より八　宇野七郎親治子　宇野左衛門尉
同次郎清治　同三郎義治　同四郎業治
七郎左衛門尉　山本柏木　海賀利八郎一意
養德尾張守八　山田景次郎重弘　河邊左衛門尉
同三郎宗房　和泉左衛門尉宗光　南野左衛門尉
養治郎宗家　同左衛門尉助　同三郎宗隆
本田三郎宗長　國分代官國　八鳴先生秋的

同三郎時清　甲斐國より八　逸人冠者義清
同左衛門尉清光　武田左衛門尉信義　加々入治郎宗光
一条次郎忠頼　板垣次郎兼光　武田安藤次郎義
同太郎信光　小笠原次郎長清　信濃國より八
畠山次郎重忠　平賀冠者盛義　同四郎義信
葛西兵衛尉清重　本間冠者義仲　伊豆國より八
長清依新朔　為義子　義朝子　當三郎先生義憲
伊丹冠者昌義　同左衛門尉忠義　同次郎義宗

同四郎高義　同太郎義季　陸奥六郎義時

九郎冠者義経　又彼政子の一腹なる仲綱

兼綱等かくのごとくハ人なるべきに

なれ共苗裔なる田彦意満仲なる乱なり又

作る所一意も源氏とこそハみる

大流なる義経なれ共ハ胡

黄なるもの同じ高くなるを

平なる家ハもいよいよ侍頼なりしなる高

明ハうんていたまりを色そ意満の

礼よりもなれとなりわるひなれ

いのちをいくれもなくハ氏百

性なるくれなりまよハ

ゑく代ハそひ底よハ所の所清

つれ公事ハしかり立られて夜

ひるゆ記仏ゆいそをくらん

君ハ伊勢義高命をまもれ

八東之日よりつきてうちてこれを平家をうち
伊豆へ流し給ひ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
八月[illegible]
就中今年[illegible]
平相國被遂討[illegible]
[illegible]

千万憑矣昔為門前出於城外而企遥恩今
浄海昔於法陽之門為諸級而謂捕仏之宰
相搦閑白大臣而配流或遮篝高今[illegible]
[illegible]子孫責出新平天皇入楊而為理政[illegible]
代諸級右今先代未聞之處也仍云院宣
云勅宣令[illegible]
勅定何院之宣旨哉相平治元年以降平
家持世九一年[illegible]氏而相當源氏

世之特平而今案事情推平氏赤乃拓世也
火性也今既果敦之新厄而世可令放光之
象又乎氏以平治元年号而持世之事治形
之比上下之字與水以黑乃水可滅赤也火
苟乎治今治形以三水之字作乎号只本末
以水火事右之不可有疑者也兼又今年又
干金与水也孔乃者白与黑也爰為其先跡
者八情右即義家推白乃則金性也形敦源
患感推黑乃黑乃則水性也金与水和合生
長之持相也淨海者生年六十三歳又千九
出也死冬季水者冬旺當冬季而可役滅的
也死者役討乎氏之事更不可有其疑也
就中八情大義蔭百王守護八十一代也金
其契之誤作氏時石役敦令誓之死去又
何時平當冬季而水性也利令滅火有滅事
乎一役延今明日本国中之華向源氏可令

入洛也乞又機感相應之時也子打入主文
雖天下の事改出古代如風雲有能与成就
相諾山門南都僧徒云云是則御発起遂之
故也今之御くとり多りられハ此ことく
いつ有之ともしんとをもはしめられ
られとも如何之仕長と事為人之変
化とし家の恩顧大何之恩称ものれ
まさ肥後のせんしをもこうられるやめく

ときに相人ありておりられハ河の人れお何之
ときそ中事なそのの人を此文をハ信ものよ
ときまふ屋文さうまいます天下ものとお
ほりあるれさ自ふまいとり之ハ
乞ものを為へきと事ますそとより海さ入る
ものかを中ものむ与ものハ天照大神
此作つ入ものやあるんとおほりあれ
ものをそよ合をとふくしハたハれてお海

[illegible]その令旨を
下　東山東海小陸二道諸國軍兵等所
可被遣討子清盛法師并法勝寺執事
右前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣旨宛
勝親王勅備清盛法師并宗盛等威勢職而
起凶徒亡國家令悩乱百姓万民掠領八箇
七道閑務皇院流罪后公卿令沉没入橋梁
資財領勅奪官職赴配所剋日即冠越昇五位女官
宮不留尤每或不守言僧之威滅禁獄撥学
之倍法或給下廰岳之猶未相具於諸寺執粮
米失百皇懇切一人之験帝皇遠逆佛法投
滅世古代者也干時天地悲悲之民皆愁
之仍一院并二皇子呼天越皇帝舊儀此討仰
人位羅孔下之輩任上京右子右打元佛法
破滅之類此振湯人之稱作天地陰理也
帝皇也有三寶神冥也何況世四岳合力武

則源家之人為氏之人並三道諸国之有恪
莫但被同食与力追討清盛の行配流追禁之
罪重者若於有殊功之先祖忠之使庭兼沙
即位之好必依宣行之
治承四年八月九日　伊豆国受領下源朝臣
とそ〻れ〻ら〻ら〻令を長清仕まつ
りて出さ〻令を被もしき出下給状を
被宣旨親王之勅令備召具東山東海小路
道堪武勇之輩守令旨の被用意今明行幸
於洛陽者を江国源氏令執行国務迴小路
道之而令参向勢多之辺相待沙上洛の被
仕奉洛陽也依親王之沙汰乱入執達以宣
治承四年七月日　前右兵衛権佐源朝臣
とかくしてそ〻ら〻下されなる〻
勇士あみ〻ふ兵衛佐下知よりそ〻れ
ハそ〻ら〻の一人もあり事称源之佐

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
しくはしいさうんとて此世に
あり人にてはなき事にてはなく
つねしやうの人あてと雲にその身
ハてていよそれよりつゝまれひる
ほるかとゝ中ゝれハ大將ほとてとゝ迎て
一定いまてそれもあるものをこゝまよ
ゝらんあハゝすきこゝ物ゝれひまとてゝ
ちとゝんとゝ雲にこのりあるものゝらはあ
ゝはいをあとて一月ゝ三度まて作りぬ
とほるハさうれも仲郷とゝいひまて
して作ハさとゝれハ次日度まて世
先より三位入道このゝ様やうまひく馬
相撲ていさんものを人のこゝいゝとゝん
よいてうゝ山へきゝして當世あれ人ゝ
世ゝとゝ様ゝ人ゝとゝ志ゝあひこゝ

祝をまゐらせうしまなりと思かしこを
きて〻家のゆゝしてけんぶつ
ねの又ゝ松さゝるいそのしまはゝ
すべしとのたまひしれハ仲綱力わゝ
父ゝ命をそむくゝ面ぶるあるねハそ
とおもハれしれ思馬を大ねのく
へはりしまりたねしまハとりあゝ迎
しゝ行すゝりよ紀馬はれと仲

つかとゝふ花をあるあまこつけて
四しまを風よりてひさしてかゝれ意
ほゝよ人〻たねれすくおかしうけゝ
あ仏人いはのゝひされ本ゝ丸花
面りてはゝしゝ為綱やうゝ見
きゝゝんゝいゝゝいゝゝそはりのとわ
ゝれ見ゝてやゝゝれしれハそのしまハ
ゝく笑はりしてはそのゝ仲つあゝ門

をは失てうしなひて庭にうつして庭にうし
て見を面いとなつかしきまいまれ本
下九をひきいして待庭にうしをたゝぶる
大ねはしまをそくえうなるうりをを
祝うとやおりられんその神つぶ九
はくうちうてのまとおりふうなるのう
きひりを事やそのの日はのをはさ
へゆてうの入たまうよ沈て神つぶ

うそはしまゆへよりて貞減れうひ
くうなりてうくなくいひるを
平家、桓武天皇末葉は代々なりては
ある家は清和天皇御末うきと
うそは源平あ家い清盛うかおつのうき
れとも貞ほうを面うりおりかおよ
すは大ねうこを系れをうひうハ木
のトまうをいをんとあうてやて抜し

をとこ作れとひしかハは命
ありがたくてつかうまつるを
もとをすあまりに明さへ明日自門出つる人に
わかれをあつまりて名ゝんのはけるをの
こきえて仲つるあるとをとめてひき
出してらうして旅ぬりて人ゝをんな
をもれとあしくて大勝やに重ることを
くらわりたまてまちをまうさへ

られあれハとをもれかこむかふをを
をもしくきけうへハ又ゝをひ人ををりそを
あらをへきをかをてをハむかりかへ
ぬうりむしているもなくををのきか
ゐをきくいをを行て山林をとを花
こをりて世代をるふをりゆ出事ゐを
と成もかよあをを中あれい入道と云を
変てわやををなれハさをを思ををへあ

[illegible]
おもふにつけよりて思ふあまりよ
はすきこえぬ変わりもすべきを
ものとなりぬよいやうに変えて
大臣よりはきこえりてもしも小
松殿まいりとおとり
まえ給へつるもの小松殿きこえ事を
ものひとりの人なりけりあるは門前

門前へまいりて礼をいとり音なるよ夜ふかんよ清
原殿はまく帥殿すまいりまい
らるれば物ありけるいはくり
いてきこえなくなんるるに
を一お事なるは門前のことひとを
ありける門前これをたてこまひれもれを
ひきうまうまの物ありて世房おを
也うはきの行ふんとこまひくはの

こう紙をもって物をつつみそれを
ほとゝぎすの形をした四角なつゝ紙
たらよろしい入れて又ほのぼのとうすく
をうすいうすはだをもって神つまか
ら紙をえて太のもって尾をえく
その時人やなどあり合せ
なりそれをもいろ合せ
ばよろしのとおいはんかうそれ位ふう

仲つゐひとそまいりそれ四角な
ものをもって丸あるて色をえんとそのこ
まえをえんとりて丸をうりて太ものま
てしら紙かきりかのうちふと紙表をん
物ところれ仲よ入れたもって尾をみ
きり女房よりくしてそして南殿へおて南
つは思めりつきをめて色をそ思色
とそ物ところりこいとうりそれを

[illegible]
[illegible]
[illegible]

られうりいたしたるうるしこしらへ
えてすれども事をうけ六位たるの
なるべからずていきんこまえて
そしあつうるに早地を長敬作を
今為行たし特をえんしやらくたる
ひとをはくしらしおとしあるすれたい
えてうれうりはしたる小松敬をかくえて
はみうけとれくはしたるも後のおりまし

しつはたねをむまにあたりけなくひあひなる
人れ人たるかをうけ弐こいとりてが
の長敬むまにつまてきらはしむん
を思くそうれうを為ておきまけて
一院をたりたの父子よりそんこうる
つるはあるれたうりをそるうと
おはかりをはたるをいうんをきる
して去年七歩うけはなくいきる二年

まもなりよりいっぱへきやうと仕心
得をおぼかされてこうしの恵海領
をいよいよこんしんしてそおぼ
ぜられ度ねがひたてまつる鳥羽殿へ参幸
なりし時を後をみて度ぶつねまん
間をかされりは人をもとをたのこ
おぼかしてわこ踏まじりはをよ仕
相よ仕れしくおぼかされし人事ハ

つねてこそは仕方人をハ仕ぬなりこそ
入道をハつねよハむねをりこそ
ゝりるをこんつまをこそれりれハ法
望をこれしをれ仕ぬれ人こを毎
のこしを思ふ度ぶをよ月三日む
まれこハりよ小こうをあくおぼさなる
いこらいけくこりあまいりこをもおぼえ
ぬよ仕前を二三ぬ迎をしつまりてきめ

いて法皇よりじひをくわうりあるべく
法皇よりはなはよくいつきたてまつるべきよし
法皇のおぼしめしやしみさるべきおぼしめし
きんしの為ゆゑをもすてゝおぼしめ
さるべきことなれば横あるべからず
へたのいきほひにて法皇をしたてまつる
をこれをうんぬるやうにうんぬるにほひあさまし
つゐにて南都の衆徒六十余人ばかりの
ものゝこゝろ源義経人仲しのとりまゝ
しきそのこゝろ源義経人仲しのとりまゝ
ありあるものゝちよハあるかぎりなる
法皇鳥羽殿よりてをまゐらせたまへとも
ゆいりうしたまへとあれハあまりまゐ
なし彼おぼえて悪僧ばかりなる武法
皇ぼうんしく仲しのよりて今ちうしゝ
こゝろあるべしとて下ちうゝ心ばせ

不へき給むしよくうけ給ふ所なり
いまだしと法皇おわしまされハ仲直り為
とあんと法長を行てやとらて三條殿
へ渡むしひて門をたてきたれハいつくより
とこそ為朝殿よりまいれハや長親
小さらよりおりむしうハてかこまて法長を
給くちを代さたんのひ書をなをして
ようくしうみひて今ハ何体まわはれ
なを法皇ハ法長へ仰付給ハ
かん文をなを為朝へ仰付給ハ
養子なれハ法皇へうたい仰ある事ハ扶ち
わ所へきみをおほせけるなるを
きりよ法皇ハ法事をなをしうれ扶
ハ入道殿ハ屋くわく新造仏なをりて
同十四日鳥羽殿より八條殿へ出京
へわたりなる是ひとへに新院を御ゆ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

てらひとの王をとゝ[illegible]
なへきよ[illegible]作[illegible]
わられ[illegible]
こゝろ[illegible]
[illegible]と新文とい十郎義人[illegible]源
氏[illegible]
むし[illegible]
[illegible]をおもの法橋高坊法橋三寺王權

寺王尊夜を日よつきく記して故人道
ようゐ[illegible]
らさ[illegible]地よむ[illegible]
さりけるとやかはつるやて父之信入道
[illegible]
つ[illegible]
も平家[illegible]
[illegible]

をこうとおぼしめしてゝ六月四日にゝ
月うら出流しして仏心を面にあらは
とゝまいらせるに入道のとゝろ出文あり
して使者うけきたるをきゝて此事ゝ
ゝ申れいあるこゝろをいそぎ文をば
流さるれ〻世にうとうたまふ色き
ゆゝをきてありて元仏いしんとゝ
今はんひいしまいりをかゝるを

そのうらみてゝひとりまゐりたる
ゝ三のうをせまゐ入道いそぎ上へ京
都をいでくとあらんをぼそいとゝ
て三井寺にまゐる事なくわゝ給行
ひみはうとゝまゐる文をばらんと
ぼしあさゆゝしもあるべからず仏大失心
ねのゝをいと人をゝ仏ゝ加ぼ事
ゝをあれこいしんとゝ仏ゝ也れ

[illegible]
[illegible]長谷寺詣[illegible]信濃[illegible]
[illegible]侍[illegible]
[illegible]
[illegible]日[illegible]神[illegible]
[illegible]思[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

雲[illegible]れて月[illegible]

[illegible]

八[illegible]

[illegible]

[illegible]

きゐ者ゆゑ地とも
しまは此ゆゑ
ものゆゑん論者
ゆゑこゝろ下者
もく此心ゆゑ
中ゆゑ
こゝゆゑ行者
てと此身をゝ

此ゆゑあさ心ゆゑ
しもつね者此ゆゑ
直なるこゝを
まひてもこゝ
のひもやさか
て仏者ありな
なるこゝろ
しもわれ者

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]れ、安心仕候よりは
もうるとなきもの[illegible]れ出て来
[illegible]だりの仕方山[illegible]
[illegible]ゆんぬるへ[illegible]
ありがたきものなれとも
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

きえ入候ゆえ[illegible]
てにかゝるものとも思はれ[illegible]
一のこひくらべ[illegible]